

令和6年度の加工原料乳生産者補給金及び 集送乳調整金の単価、総交付対象数量並びに関連対策について

[] は ALIC 事業

1 単価

令和5年度		令和6年度
・加工原料乳生産者補給金 8.69円/kg	→	<u>8.92</u> 円/kg (対前年差 + 0.23円/kg)
・集送乳調整金 2.65円/kg	→	<u>2.68</u> 円/kg (対前年差 + 0.03円/kg)
[・ALIC事業(集送乳調整金相当) —	→	<u>0.07</u> 円/kg]
・合計 11.34円/kg	→	<u>11.67</u> 円/kg (対前年差 + 0.33円/kg)

2 総交付対象数量

令和5年度		令和6年度
・総交付対象数量 330万トン	→	<u>325</u> 万トン
[・ALIC事業 10万トン	→	<u>18</u> 万トン うち13万トンの単価は脂肪のみに充てる]
・合計 340万トン	→	<u>343</u> 万トン

3 総額

385.6億円	→	<u>392.7</u> 億円 (対前年差 + 7.1億円)
(うち補給金等 374.2億円 ALIC事業 11.3億円)		(うち補給金等 377.0億円 (+2.8億円) ALIC事業 15.7億円 (+4.3億円))

令和6年度の肉用子牛の保証基準価格等について

1 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円／頭)

		令和5年度	令和6年度
保証基準価格	黒毛和種	556,000	564,000
	褐毛和種	507,000	514,000
	その他の肉専用種	325,000	328,000
	乳用種	164,000	164,000
	交雑種	274,000	274,000
合理化目標価格	黒毛和種	439,000	444,000
	褐毛和種	400,000	404,000
	その他の肉専用種	256,000	258,000
	乳用種	110,000	110,000
	交雑種	216,000	216,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格

(単位：円／kg)

	令和5年度	令和6年度
補填基準価格	209円／kg	222円／kg
安定基準価格	190円／kg	202円／kg

和子牛生産者臨時経営支援事業【延長】 (令和 5 年度 ALIC 事業)

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※1、2、4が、発動基準（下表）を下回った場合に、当該平均価格と発動基準の差額※3の 4 分の 3 を支援。

品種区分	発動基準（税込）
黒 毛 和 種	6 0 万円
褐 毛 和 種	5 5 万円
その他肉専用種	3 5 万円

実施期間：令和 5 年 1 月から令和 6 年 3 月まで

- ※ 1 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」及び「九州・沖縄」の 4 ブロック
褐毛和種及びその他肉専用種は、全国 1 ブロック
- ※ 2 黒毛和種及び褐毛和種は四半期毎、その他肉専用種は年間（令和 5 年 1 月から 12 月）で計算
- ※ 3 肉用子牛生産者補給金の支援対象と重複する部分を除く
- ※ 4 黒毛和種について、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均 + 2 標準偏差）以上）となっている都道府県は、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算（令和 6 年 1 月から 3 月分に適用）

優良和子牛生産推進緊急支援事業 (令和 6 年度 ALIC 事業)

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準(下表)を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付。

【黒毛和種】

発動基準（税込）	60万円	58万円	57万円
必要取組数	2つ	3つ	4つ
支援金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

【褐毛和種、その他肉専用種の発動基準（税込）】

褐毛和種	55万円	53万円	52万円
その他肉専用種	35万円	33万円	－

＜飼養管理向上のための取組メニュー＞

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

実施期間：令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

所要額：肉用子牛生産者補給金の所要額の内数

※ 1 黒毛和種は「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」及び「九州・沖縄」の 4 ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均 + 2 標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※ 2 褐毛和種及びその他肉専用種は全国 1 ブロック

※ 3 黒毛和種及び褐毛和種は四半期毎、その他肉専用種は年度で計算